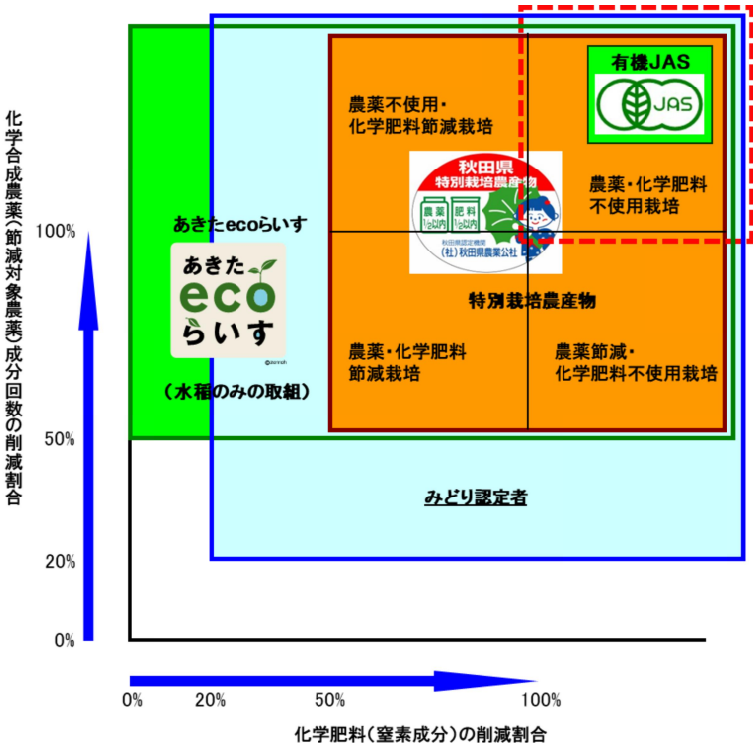
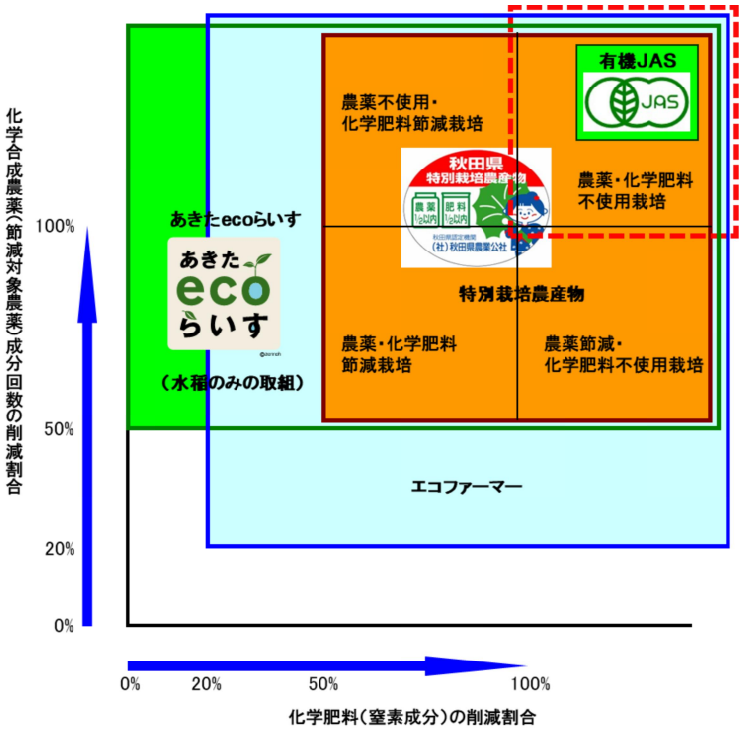


新旧対照表

変更後	変更前
I (略) II (略) 1 (略) 《参考》環境保全型農業の取組状況  (略) 2 (略)	I (略) II (略) 1 (略) 《参考》環境保全型農業の取組状況  (略) 2 (略) 出典：秋田県有機農業推進計画（第2期）

変更後	変更前
Ⅲ （略） 1、2 （略） <u>3 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項</u> <u>（法第16条第2項第3号関係）</u> <u>特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）及び当該区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容は、別紙のとおりとする。</u> <u>4～6 （略）</u> <u>（別紙）</u> <u>特定区域の区域及び事業活動の内容（大潟村）</u> <u>1 特定区域の区域</u> <u>（1）区域 大潟村全域</u>  出典：国土地理院ウェブサイト	Ⅲ （略） 1、2 （略） <u>3～5 （略）</u>

変更後	変更前
(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由 大潟村は、1964年に国営八郎潟干拓事業により湖底に誕生した村であり、戦後の食糧不足を解決するための食糧生産基地として大規模な営農と村づくりが行われ、豊かな農村へと発展している。2000年に「環境創造型農業宣言」を行い環境に配慮した農業を展開し、減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培の拡大に力を入れており、村内では水稻を中心に約300haで有機栽培が行われている。 一方、農業者の高齢化や除草作業を担う作業員の不足などにより有機栽培面積は減少傾向にあり、取組拡大には新たな担い手の確保・育成が課題となっている。 今後は、特定区域の設定を契機として、新たな担い手の掘り起こしや有機農業の活性化に向けた取組を推進するとともに、地域の豊かな自然環境を生かした消費者等との交流を通じ、県内外での有機農産物の認知度向上と需要拡大に努めながら有機栽培面積の拡大を図る。 2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容 (1) 活動類型 有機農業の生産活動 (2) 特定環境負荷低減事業活動の内容 大潟村における有機農業の取組拡大に向け、生産面では、大潟村のほ場条件に合った除草機械の改良・開発やもみ殻燐炭の活用、有機質肥料の開発について、秋田県立大学と連携した調査や実証、成果の普及を行い、栽培技術の確立を図るとともに、慣行栽培から有機栽培への転換を促すため、研修会を開催する。 また、流通・消費の面では、村内直売所等における特設コーナーの設置や村内学校給食等への共同出荷、村内飲食店等との連携による新たな加工品等の開発、村内イベントの開催などを通じて有機農産物をPRし、ブランドの確立を目指す。	